

2025年2月12日

各位

会社名 児玉化学工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 北村 以知雄  
(コード: 4222、東証スタンダード)  
問合せ先 経理財務部長 杉崎 浩一  
(TEL. 050-3645-0121)

(開示事項の経過) 株式会社メプロホールディングスの株式の取得 (子会社化)  
及び債権譲受に関するお知らせ

当社は、2024年9月25日付「株式会社メプロホールディングスの株式取得 (子会社化) に向けた基本合意書の締結について」でお知らせしておりました、株式会社メプロホールディングス (以下「メプロホールディングス」といいます。) の全株式を取得して当社の連結子会社とすることに関し、2025年2月12日開催の取締役会において、エンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合 (以下「EU LPS」といいます。) との間で株式等譲渡契約を締結し、以下のとおり、EU LPSからメプロホールディングスの全株式を取得して子会社化すること及びEU LPSがメプロホールディングスの子会社に対して有する債権を譲り受けること (以下「本取引」といいます。) について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 株式の取得の理由

当社は、樹脂加工製品の設計から製造販売までを領域として、樹脂加工に関わる製品分野で挑戦を続け、製品化に貢献をしております。

一方、メプロホールディングスは、アルミダイカスト、粉末冶金、鉄鍛造といった特性が異なる3つの金属加工製法を駆使する国内でも稀有な会社であり、自動車部品業界を中心に顧客企業の多様なニーズに応え続けています。

今回の株式取得によって、企業規模の拡大及びポートフォリオ強化による経営の安定化、ならびに技術・機能面でのシナジー創出による新たな成長ビジョンの策定等により、両社の発展が実現できると判断いたしました。具体的には、顧客の共有、樹脂と金属を組み合わせた製品開発、物流子会社を使ったコスト削減、海外拠点の活用等が期待でき、今回の株式取得により当社の企業価値向上が見込まれると判断しております。

2. 異動する子会社 (株式会社メプロホールディングス) の概要

(1) 名称	株式会社メプロホールディングス		
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内2-5-1 丸の内二丁目ビル6F		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 伊井 浩		
(4) 事業内容	株式の保有を通じた事業会社の経営管理		
(5) 資本金	100百万円		
(6) 設立年月日	2023年11月1日		
(7) 大株主及び持株比率	エンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合: 100%		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者	該当事項はありません。	
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態 (注)			
決算期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売上高	-	-	-

営業損失	-	-	37百万円
経常損失	-	-	86百万円
当期純損失	-	-	86百万円

(注) メプロホールディングスは、2023年11月1日の設立のため、最近1年間の売上高、営業利益、経常利益及び純利益を記載しております。

### 3. 株式会社メプロホールディングスが保有する子会社の概要

#### 3-1. 柳河精機株式会社

(1) 名称	柳河精機株式会社			
(2) 所在地	三重県亀山市和田町1012番地			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 グループCEO 安田 八洋			
(4) 事業内容	アルミダイカスト製品、鉄鍛造製品の製造販売及び研究開発			
(5) 資本金	1億円			
(6) 設立年月日	1952年2月18日			
(7) 大株主及び持株比率	株式会社メプロホールディングス：97.5%、本田技研工業株式会社：2.5%			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者	該当事項はありません。		
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態 (注)				
	決算期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
純資産		5,661百万円	8,480百万円	7,454百万円
総資産		42,284百万円	41,015百万円	37,913百万円
1株当たり純資産		23,687千円	35,481千円	31,187千円
売上高		36,849百万円	46,400百万円	48,471百万円
営業利益		△632百万円	△448百万円	816百万円
経常利益		△595百万円	△128百万円	1,394百万円
当期純利益		783百万円	2,353百万円	△928百万円
1株当たり当期純利益		3,275千円	9,846千円	△3,881千円
1株当たり配当金		—	—	2,042千円

(注) 連結ベースの数値を記載しております。

#### 3-2. 株式会社ダイヤモンド

(1) 名称	株式会社ダイヤモンド			
(2) 所在地	新潟県新潟市東区小金町3-1-1			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 伊井 浩			
(4) 事業内容	焼結機械部品、含油軸受その他の粉末冶金製品の製造販売、及び研究開発			
(5) 資本金	5,000万円			
(6) 設立年月日	2005年12月1日			
(7) 大株主及び持株比率	株式会社メプロホールディングス：100%			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者	該当事項はありません。		
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態 (注)				
	決算期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
純資産		18,415百万円	13,469百万円	7,568百万円
総資産		45,537百万円	37,924百万円	30,416百万円
1株当たり純資産		46,038千円	33,674千円	18,919千円
売上高		21,402百万円	19,231百万円	19,260百万円

営業利益	419百万円	△845百万円	371百万円
経常利益	442百万円	△404百万円	734百万円
当期純利益	27,957百万円	△5,018百万円	△1,553百万円
1株当たり当期純利益	69,892千円	△12,546千円	△3,883千円
1株当たり配当金	—	—	—

(注) 連結ベースの数値を記載しております。

#### 4. 株式取得の相手先の概要

(1) 名称	エンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合		
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号丸の内二丁目ビル6階		
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合		
(4) 組成目的	有価証券の取得等		
(5) 組成日	2018年9月		
(6) 出資の総額	351億円		
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	開示されていません。		
(8) 無限責任組合員の概要	名称	エンデバー・ユナイテッド株式会社	
	所在地	東京都千代田区丸の内2-5-1 丸の内二丁目ビル6F	
	代表者の役職・氏名	代表取締役 三村 智彦	
	事業内容	投資ファンドの運営	
(9) 当社と当該ファンドの間の関係	資本金	80百万円	
	資本関係	当該ファンドは、当社の発行済み株式の62.47%（議決権所有割合：25.25%）を保有しております。	
	人的関係	該当事項はありません。但し、当社の取締役8名のうち4名が当該ファンドの無限責任組合員であるエンデバー・ユナイテッド株式会社の役員又は従業員を兼任しております。	
	取引関係	取引関係はありません。	

#### 5. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況並びに債権譲受の概要

(1) 異動前の所有株式数	0株（議決権の数：0個、議決権所有割合：0.0%）
(2) 取得株式数	400株（議決権の数：400個）
(3) 取得価額	10億円（注1）
(4) 異動後の所有株式数	400株（議決権の数：400個、議決権所有割合：100.0%）
(5) 債権譲受の目的たる財産	EU LPSが保有する株式会社ダイヤモンドに対する貸付債権（注2）
(6) 債権譲受の目的たる財産の価額	約34.2億円（予定）（※）額面

(注1) メプロホールディングス株式の取得対価に加えて、下記注2記載の債権の譲受けの対価を含めた金額です。取得資金については、全額を国内の金融機関からの融資にて賄う予定です。金融機関からは、融資意向書を受領しており、資金調達には問題ないものと考えております。なお、融資料率等の諸条件につきましては、今後当社及び金融機関の間で誠実に協議の上決定してまいります。

(注2) 当社は、EU LPSからのメプロホールディングスの全株式の取得と一連の取引として、EU LPSがメプロホールディングスの子会社である株式会社ダイヤモンドに対して有する貸付債権（本日時点における貸付残高54.2億円であり、譲渡実行日までに株式会社ダイヤモンドから約20億円の弁済が行われる予定であるため、譲渡実行日における貸付残高は約34.2億円の予定）も同時に譲り受けます。

#### 6. 日程

(1) 取締役会決議日	2025年2月12日
(2) 契約締結日	2025年2月12日
(3) 株式・債権譲渡実行日	2025年4月1日（予定）

## 7. 今後の見通し

本取引後の当社の役員体制につきまして、変更の予定はございません。また、本取引実行後に当社連結子会社を管理する部門を、当社内に設置することを予定しております。本取引に伴う当社の本店移転の予定はありません。

東京証券取引所が、株式等譲渡契約締結後の当社が実質的な存続会社でないと認定した場合、東京証券取引所より、実質的な存続性を喪失する見込みである旨、また、本取引の実行日から実質的な存続性の喪失（不適当な合併等）に係る猶予期間に入る旨が公表される場合がありますが、その場合には、遅滞なくその旨を公表いたします。

なお、猶予期間に入った後も当社株式の上場は引き続き維持されます。実質的な存続性審査の結果、当社が実質的な存続会社でないと東京証券取引所が認めた場合には、本取引の実行日（2025年4月1日）から猶予期間に入り、猶予期間の終了日である2029年3月31日までの期間内に当社株式が新規上場審査基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間から解除されることとなります。

猶予期間内に、東京証券取引所による基準に適合しない場合には、当社株式は上場廃止になる可能性があります。当社が、東京証券取引所が定める新規上場審査基準に準じた基準に適合すると認められるための審査を受ける予定であり、早期に当該基準に適合すると認められるべく、万全の体制で準備を行って参ります。

本取引が当社の連結業績に与える影響については現在精査中です。今後開示すべき事項が生じた場合は速やかにお知らせします。

## 8. 支配株主との取引等に関する事項

### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第441条の2に規定される支配株主との取引等には該当しません。もっとも、株式及び債権の取得の相手先であるEU LPSは、本日現在において、当社普通株式1,978,550株及びA種優先株式7,812,500株（議決権所有割合：25.25%）を所有する当社の主要株主かつ筆頭株主であること、当社の役員として、EU LPSの無限責任組合員であるエンデバー・ユナイテッド株式会社（以下、EU LPSと併せて「EU」と総称します。）の役員又は従業員が在籍していること等から、支配株主との取引等に準じるものと当社は判断しております。

当社は、2024年7月1日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、本取引の公正性を担保するため、以下に記載する措置を講じており、これにより少数株主の利益を害することがないよう努めております。

### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本取引が当社にとって支配株主との取引等に準ずるものと判断していることから、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断しました。

当社取締役会において、本取引に関する諸条件において慎重に協議・検討するにあたっては、メプロホールディングスの株式価値算定の公正性を担保するため、EU及び当社グループから独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）に本取引における株式及び債権価値の算定を依頼するとともに、当該第三者機関から受領した算定書（以下「株式価値等算定書」といいます。）の株式及び債権の価値をベースにEUと協議したうえで決定しました。また、本取引の公正性を担保するため、以下「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、EU及び当社グループのいずれからも独立した委員で構成された特別委員会から意見を入手しております。

さらに、利益相反の恐れを回避するための措置として、株式及び債権の取得の相手先であるEUの役職員を

兼任して EU と利害関係を有する取締役の三村智彦氏、中村公泰氏、珍部千裕氏及び鈴木洋之氏は、本件に関する取締役会の審議及び決議には参加していません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2024年11月11日、上場会社のM&A等に関する経験の豊富な社外弁護士である熊澤誠氏（弁護士）、横山徹氏（当社社外取締役）及び浦部明子氏（当社社外取締役、弁護士）の3名から構成される EU 及び当社グループのいずれからも独立した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置いたしました。なお、本特別委員会の委員の報酬については、固定額となっており、成功報酬は採用していません。また、当社は、本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。

当社取締役会は、本特別委員会設置の決定に際し、本特別委員会に対し、(i)本取引の目的の合理性に関する事項、(ii)本取引の対価その他の取引条件の妥当性に関する事項、(iii)本取引の手続の公正性に関する事項、(iv)上記(i)乃至(iii)及びその他の事項を踏まえ、当社取締役会による本取引についての決定が当社の少数株主に不利益なものでないか（以下「本諮問事項」と総称します。）について諮問いたしました。

本特別委員会は、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年2月10日、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、①本取引が当社の企業価値向上に資するとの当社の判断過程に不合理な点はなく、特別委員会としても本取引が当社の企業価値向上に資する可能性は相応にあると判断することから、本取引の目的は合理的であること、②(i)本取引に係る対価は、独立した第三者算定機関である赤坂国際会計の作成した株式価値等算定書において算定された価格帯の範囲内の数値であること、(ii)EU LPS との合理的な交渉の結果、基本合意書で定められた金額から30%以上の減額がなされていること、(iii)本取引のスキームについて、株式譲渡に加えて、EU LPS の株式会社ダイヤモンドに対する債権の譲渡を受けるスキームについて、不合理な点は見受けられないこと、(iv)本取引に係る株式等譲渡契約書において、適切な内容が定められていること等から、本取引に係る取引条件の妥当性は確保されていると判断されること、③(i)当社が独立した第三者算定機関から株式価値等算定書を取得していること、(ii)当社、EU 及びメプロホールディングスから独立した本特別委員会を設置していること、(iii)当社が独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業から法的助言を受けていること、(iv)当社内に独立した検討体制が構築されていること、(v)EU の役職員を兼務している者を本取引に関する取締役会の審議及び決議には参加させておらず、本取引に係る協議及び交渉にも当社の立場で参加させていないことから、当社の少数株主の利益を図る観点から、本取引の手続には公正性が認められると判断するに至ったことなどから、当社取締役会による本取引についての決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書を提出しております。

以上